



## 新年ご挨拶／2024年4月施行、労働条件明示ルールの改正について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン（第53号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

~~~~~

あけましておめでとうございます  
旧年中は格別のご厚誼をいただき、誠にありがとうございました。

昨年は、世界ではウクライナ紛争に終わりが見えず、パレスチナでの紛争が勃発するなど、混沌とした世界情勢のなかで、我が国では、平穩に仕事をできることのありがたさを感じておりましたが、新年早々に能登半島での地震・津波の発生や羽田空港の旅客機の衝突事故など、大惨事が続きました。お亡くなりになった方々のご冥福をお祈りし、また被災されました方々には心からお見舞いを申し上げます。

改めて自然災害の恐ろしさ、平素からの準備や心構えの大切さを思い知らされました。羽田空港での事故では、400名近い旅客機の乗客乗員がわずか10数分の間に全員避難できたことに、絶対的な危機状況のなかでの乗員のプロフェッショナルな対応や、乗客の方も冷静さを保って整然と避難されたことに非常に感銘を受けました。

企業経営においても、積極的な事業運営にはリスクは付きものですし、いつ何時、予想外の事態が発生するとも限りません。私たちも法律のプロフェッショナルとして、平素より皆様の法務面のサポートを行い、万が一の事態にも適時適切に対応できるよう、日々努力と研鑽を重ねて参る所存です。

弊事務所も、本年1月に新人弁護士8名を迎え、弁護士数が70名を超えました。それぞれの専門性をさらに高めるため、法分野ごとにプラクティスグループ（PG）を作り、定期的に検討会を行い、知見の共有と新しい分野の研究を重ねております。新年号のニュースでは各PGの活動案内を掲載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

また、有用な法律情報を提供すべく、2020年4月から始めた本メールマガジンも4年目を迎え、本号で53号となりました。これまでのメールマガジン原稿につきましては全てHPに掲載しておりますので、法務リスク対応に役立つ情報をお探しの場合は、是非ご参照ください。何かお手伝いできることがありましたらお気軽にご連絡いただければと存じます。

本年も、事務所一同、クライアントの皆様に寄り添い、様々な法的ニーズにスピーディかつ適切にお応えしていく所存ですので、引き続きどうぞよろしく

お願い申し上げます。

弁護士法人中央総合法律事務所  
代表 マネージングパートナー 弁護士 中務正裕

~~~~~  
弊事務所で年4回発行しております『CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS』第113号(2024年新春号)をご案内申し上げます。本号では、各弁護士の新年挨拶を写真とともに掲載しておりますほか、昨年に事務所内で立ち上げたプラクティスグループの1年間の活動報告なども掲載しております。是非ご一読ください。

< <https://www.clo.jp/officenews/> >

~~~~~  
使用者は、労働契約を締結する際に、労働者に対して、労働条件を明示する義務が課せられています。2024年4月から、この労働条件明示のルールが改正され、明示しなければならない事項が追加されました。

事業会社の皆様におかれましては、対応を迫られる事項がございますので、改正で追加された明示しなければならない事項の内容、明示のタイミング、実務上問題となる2024年4月新入社員への対応を概説いたします。労働条件の明示義務違反には、罰則も定められていますので、改正を機に労働条件の明示事項とそのタイミングについて改めて確認し、改正対応をご準備ください。

※全文ご覧いただくにはこちらのURLから  
・2024年4月施行、労働条件明示ルールの改正について  
< <https://www.clo.jp/column/4036/> >

【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 三村 侑意 < [mimura\\_y@clo.gr.jp](mailto:mimura_y@clo.gr.jp) >

~~~~~  
※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。  
※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

~~~~~  
本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....